

○平成二十一年総務省告示第二百四十九号（平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案	現 行												
<p>一 (略)</p> <p>二 平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号(二)に掲げる期間に係る区域は、次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">周波数</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一、五〇三・三五 MHz を超え</td> <td>関東総合通信局、東海総合通信局 <u>及び近畿</u></td> </tr> <tr> <td>一、五二〇・九 MHz 以下</td> <td><u>総合通信局</u>の管轄区域</td> </tr> </tbody> </table>	周波数	区域	一、五〇三・三五 MHz を超え	関東総合通信局、東海総合通信局 <u>及び近畿</u>	一、五二〇・九 MHz 以下	<u>総合通信局</u> の管轄区域	<p>一 (略)</p> <p>二 平成二十一年総務省告示第二百四十八号第二項第二号(二)に掲げる期間に係る区域は、次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">周波数</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一、五〇三・三五 MHz を超え</td> <td>関東総合通信局、東海総合通信局、<u>近畿総</u></td> </tr> <tr> <td>一、五二〇・九 MHz 以下</td> <td><u>合通信局及び九州総合通信局</u>の管轄区域</td> </tr> </tbody> </table>	周波数	区域	一、五〇三・三五 MHz を超え	関東総合通信局、東海総合通信局、 <u>近畿総</u>	一、五二〇・九 MHz 以下	<u>合通信局及び九州総合通信局</u> の管轄区域
周波数	区域												
一、五〇三・三五 MHz を超え	関東総合通信局、東海総合通信局 <u>及び近畿</u>												
一、五二〇・九 MHz 以下	<u>総合通信局</u> の管轄区域												
周波数	区域												
一、五〇三・三五 MHz を超え	関東総合通信局、東海総合通信局、 <u>近畿総</u>												
一、五二〇・九 MHz 以下	<u>合通信局及び九州総合通信局</u> の管轄区域												

○平成24年総務省告示第426号（電波法第6条第7項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表  
 (傍線部分は変更部分)

改 正 案		現 行	
次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。		次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。	
無線局	周波数	無線局	周波数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下（注1） 1,744.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,655MHz以下	1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下（注1） 1,744.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,655MHz以下
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下（注2） 1,839.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（注3） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,655MHz以下	2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下（注2） 1,839.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（注3） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,655MHz以下
(略)	(略)	(略)	(略)
注1 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域に係るものにあつては、1,427.9MHzを超え1,455.35MHz以下とする。		注1 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、 <u>近畿総合通信局及び九州総合通信局</u> の管轄区域に係るものにあつては、1,427.9MHzを超え1,455.35MHz以下とする。	
2 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域に係るものにあつては、1,475.9MHzを超え1,503.35MHz以下とする。		2 平成26年3月31日までの間は、関東総合通信局、東海総合通信局、 <u>近畿総合通信局及び九州総合通信局</u> の管轄区域に係るものにあつては、1,475.9MHzを超え1,503.35MHz以下とする。	
3 (略)		3 (略)	